○都市計画課に相談

●要綱の内容等の説明
●協議先・相談先等の指示
●土地利用計画図等を持参の上、相談してください。

↓

○計画区域の属する行政区長へ説明

●区の要望事項
●説明方法（戸別訪問・説明会開催）
●周辺住民の範囲（説明する範囲）を相談

↓

○「標識」（様式第1号）の設置

《要綱第5条第1項》

○「標識設置報告書」（様式第2号）の提出

●都市計画課へ1部提出《要綱第5条第3項》

↓

○周辺住民等への事前説明

《要綱第6条第1項・細則第4条第1項》

※事前協議終了後も説明を求められた際には対応してください。

○公共施設等に関する協議

●関係各課へ2部提出《要綱第7条第1項》

※「公共施設等に関する協議報告書」（各課様式）

○春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防長と協議

《要綱第9条》

※「市要綱協議申請書」（申請書は消防本部警防課にあります。）

↓

○事前協議書（様式第5号）

●都市計画課へ2部提出
《要綱第8条第1項》

※「事前説明報告書」（様式第3号）
《要綱第6条第2項》

※「公共施設等に関する協議報告書」（様式第4号）
《要綱第7条第2項》

※「敷地外自動車保管場所に関する誓約書」（様式第6号）《要綱第10条第3項》

※「電波障害に関する契約書」（様式第7号）
《要綱第12条　建築物階数4階以上のみ》

↓

○「事前協議の回答書」交付

↓

○建築確認申請副申依頼

※福岡県那珂県土整備事務所および（財）福岡県建築住宅センターに建築確認を申請する場合

↓

○建築確認申請副申

↓

○建築確認申請手続き

《要綱第5条第2・3項》 14日以上

約4～5日

中2日

□ は事業者等の手続き

□ は市からの回答・副申